

# 児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当です。

**出生や転入の際は、事実が発生した日の翌日から起算して、  
15日以内に申請をしてください！**

## 申請の手続き

- ◆お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、区役所・総合支所の窓口（裏面参照）に「**認定請求書**」を提出し、申請してください。
- ◆申請は郵送でも受け付けいたします。郵送の場合は、認定請求書が**窓口に着した日**が申請日となります。
- ◆**公務員の方は勤務先へ申請してください。（ただし、雇用形態等により仙台市に申請が必要となる場合がありますので、必ず勤務先にご確認ください。）**
- ◆**独立行政法人の職員の方は、仙台市に申請してください。**

- ・児童手当は原則として、申請した月の翌月分から支給されます。
- ・誕生日や前住所地の転出予定日（事由発生日）が月末に近い場合でも、**事由発生日の翌日から15日以内**に申請すれば、事由発生日の翌月から児童手当等が支給されます。
- ・「15日目」が閉庁日（土日、祝日等）の場合は、翌開庁日が提出期限日となります。
- ・**大型連休や年末年始**などは、お手続きいただく窓口開庁日も通常より少なくなるため、ご注意願います。
- ・**申請が遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意願います。**

## 手続きに必要なもの

### 【必ず提出する書類】

- ①**認定請求書**※<sup>1</sup>（申請窓口に備え付けています。また、仙台市のホームページからダウンロードできます）
- ※<sup>1</sup> 認定請求書に申請者・配偶者の**マイナンバー**の記入が必要となります。「**マイナンバーカード（個人番号カード）**」もしくは「**通知カード**※<sup>2</sup>と**運転免許証などの本人確認書類（顔写真付のもの）**」をご持参ください。これらの書類をお持ちでない場合には、担当窓口までお問い合わせください。
- ※<sup>2</sup> 個人番号通知書ではありません。通知カードは、通知カードに記載されている氏名・住所などが、現在住民票に登録されている事項と一致しているものに限り、利用が可能です。
- ②**請求者の健康保険証の写し**（一部の健康保険証については「年金加入証明」が必要な場合があります）
- ③**請求者名義の金融機関口座がわかるもの**（配偶者や児童名義の口座へは振込みできません）

### 【該当者のみ添付が必要な書類】

- ④**申立書等書類**＜養育する児童と別居している場合等は、申立書、住民票（児童の属する世帯全員分、世帯主・続柄・本籍・筆頭者の記載があるもの、コピー不可）等が必要となります。ただし、養育する児童が仙台市内で別居している場合、住民票は不要です。＞

※②～④の添付書類は後日提出することも可能です。

※上記の他、申請する方の状況により追加で書類が必要になる場合があります。

## 届出が必要な場合

次のような場合は、お住まいの区の区役所・総合支所の窓口へ届出をしてください。届出に必要な様式は、申請窓口に備え付けているほか、仙台市のホームページからもダウンロードできます。

- ◆受給者と児童が別居したとき・別居から同居になったとき
- ◆婚姻等により受給者の振込先口座の名義を変更したいとき
- ◆養育する児童が増えたとき、減ったとき（出生・養子縁組・養育しなくなった場合等）
- ◆受給者が仙台市外へ転出したとき・受給者が児童を監護しなくなったとき
- ◆受給者が死亡したとき
- ◆受給者が公務員になったとき、公務員をやめたとき
- ◆受給者が未成年後見人でなくなったとき
- ◆児童が施設から退所したとき
- ◆婚姻等により支給対象となる児童の生計中心者が変更になったとき

※上記のほか、申請する方の状況により届出が必要となる場合があります。

受給者が仙台市外へ転出する場合は、転出先の市区町村で転出予定日の翌日から起算して**15日以内**に新たに申請の手続きをしてください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

裏面に続く

## 支給要件

### ◆支給対象となる児童

原則として、国内に居住する中学校修了前（0歳から15歳到達日以後最初の3月31日までの間）の児童

### ◆受給者 次のいずれかに該当する、仙台市内にお住まいの方

- ①支給対象となる児童の父または母のうち、生計中心者（住民登録のある外国人の方を含みます）
- ②支給対象となる児童の未成年後見人
- ③支給対象となる児童の父母が国外在住の場合に、父母に指定された方（父母指定者）
- ④支給対象となる児童を養育している里親
- ⑤上記①～④以外で、支給対象となる児童の生計を維持されている方

※支給対象となる児童が児童福祉施設等に入所している場合等は、当該施設の設置者等が受給者となります。

## 支給額 <児童1人あたりの月額>

### ◆支給日 仙台市では、原則として6月・10月・2月の15日に支給します。

※15日が金融機関休業日の場合はその前営業日になります。

※6月支給（2月～5月分）・10月支給（6月～9月分）・2月支給（10月～1月分）

### ◆支給額 児童1人あたりの支給額月額は、下表のとおりになります。

	【児童手当】所得制限限度額未満		【特例給付】所得制限限度額以上	
一般受給者	3歳未満（3歳の誕生日の属する月まで）		15,000円	0歳から中学生まで 一律 5,000円
	3歳～小学生	第1子、第2子 ※	10,000円	
		第3子以降 ※	15,000円	
	中学生		10,000円	
施設里親等 受給者▼	3歳未満（3歳の誕生日の属する月まで）		15,000円	▼施設里親等受給者については所得制限 の適用はありません。
	3歳～中学生		10,000円	

※生年月日が18歳到達以後最初の3月31日までの児童の中での出生順となります。

## 所得制限限度額

※父母の合算ではありません。

当年4月～5月までの手当については前年度（前々年分）の所得で判定します。

当年6月～翌年5月までの手当については当年度（前年分）の所得で判定します。

また、所得制限限度額は、今後、国の制度改正によって変更される場合があります。 (単位：円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
所得額	6,220,000	6,600,000	6,980,000	7,360,000	1人増加につき 380,000加算

※世帯の合算所得ではなく、受給者と配偶者それぞれ単独の所得で判定し、所得の高い方が受給者となります。

※扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族の場合には加算があります。

★「扶養親族等」とは 市民税における同一生計配偶者及び扶養親族等です。

★「所得額」とは 収入から必要経費を差し引いた額のことです。実際の判定は、他に退職所得、譲渡所得（特別控除額を控除したもの）、雑所得等があればこれらを合算し、そこから一律控除額（8万円）、雑損・医療費・障害者・寡婦（寡夫）等各控除額を差し引いた額で行います。なお、寡婦（夫）控除は申請により、未婚のひとり親にも適用されます。

## 現況届について

手当を受けている方は、毎年6月に現況届（毎年6月1日における状況を記載する届出書）を提出する必要があります。毎年6月に提出のご案内及び現況届を送りますので、期限内に提出してください。

## 申請・届出・お問い合わせ窓口

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

青葉区役所 (代) 225-7211	保育給付課 子育て給付係
宮城野区役所 (代) 291-2111	
若林区役所 (代) 282-1111	
太白区役所 (代) 247-1111	
泉区役所 (代) 372-3111	
宮城総合支所 (代) 392-2111	保健福祉課 保育給付係
秋保総合支所 (代) 399-2111	保健福祉課 福祉係